

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 7 年 10 月 28 日 静岡地方法務局清水出張所 登記官 杉山賀彦

記

1 手続番号

第 0806－2024－4044 号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

静岡市清水区浜田町 141 番